

令和 5 年 2 月 3 日
鉄道局鉄道事業課**日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める
施策の実施の状況に関する報告について（令和 3 年度）**

国鉄長期債務の処理に関する施策の実施の状況については、毎年、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」（平成 10 年法律第 136 号。以下「法」という。）第 31 条に基づき、国会に報告することとされており、本日、報告内容が閣議決定されました。

〈報告内容の概要〉

1. 国における承継債務の処理状況

国（一般会計）に承継された国鉄長期債務の残高は、平成 10 年度末で 24 兆 98 億円でしたが、令和 3 年度末時点では 15 兆 5,678 億円となりました。

	令和 2 年度末	令和 3 年度末	対前年度増減
国鉄長期債務残高	15 兆 9,300 億円	15 兆 5,678 億円	▲ 3,622 億円

2. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う特例業務の状況

令和 3 年度において、年金等負担金等の支払いは 641 億円でした。

この他、法に基づく、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対する支援のための支払いは 1,422 億円でした。

（参考：国鉄長期債務について）

昭和 62 年 4 月の国鉄改革において、国鉄長期債務等の総額約 37.1 兆円のうち、約 25.5 兆円が国鉄清算事業団に承継されました。

国鉄清算事業団に承継された債務は土地や株式の資産処分収入を順調に確保できなかったこと等から、平成 10 年 10 月には約 28 兆円まで膨張したため、新たな処理スキームにより約 24 兆円を国（一般会計）、約 4 兆円を日本鉄道建設公団（現：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）において処理すること等とされました。国（一般会計）に承継された国鉄長期債務残高の推移は別紙のとおりです。

【連絡先】 鉄道局 鉄道事業課（担当：杉田、山村）

TEL：03-5253-8111（内線 40553）、03-5253-8538（直通）